

ILO で開催された従業上の地位の国際分類改定 WG（第 2 回）の状況

1 経緯

- 2013 年の第 19 回国際労働統計家会合（ICLS: International Conference of Labour Statisticians）において、ILO は、従業上の地位に関する国際基準（ICSE-93: International Classification of Status in Employment）の見直しについて言及している。
- 第 20 回 ICLS における改定を目指し、ILO は、従業上の地位に関するワーキンググループ（WG）を立ち上げた。
- 第 1 回の WG は 2015 年 5 月 6 日～8 日に開催、第 2 回 WG は 2015 年 12 月に開催された。我が国からは、総務省職員及び厚生労働省職員が第 2 回 WG に出席した。

2 第 2 回 WG の状況

(1) 日時：2015 年 12 月 2 日（水）～4 日（金）

(2) 場所：ILO 本部（スイス、ジュネーブ）

(3) 参加国・機関等：

アルゼンチン、オーストラリア、アゼルバイジャン、チリ、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、日本、メキシコ、南アフリカ、スイス、チュニジア、ウガンダ、イギリス、アメリカ、オーストラリア商工会議所、ドイツ事業主団体連合会、オーストラリア労働組合連合、カナダ大学教員連合、独立国家共同体統計局（CIS-Stat）、ユーロ基金、ユーロスタット、FAO、OECD、WIEGO（インフォーマル部門の女性に対する国際組織）

(4) 概要

<初日（12/2）>

- 以下の四つのセッションが行われた。
 - ①：第 1 回 WG の概要及び検討の進捗状況
 - ②：従業上の地位の分類に関する概念・枠組みの整理
 - ③：雇用者の分類（無期、有期、季節性のある就業など）
 - ④：非常に短い雇用期間（カジュアル）の雇用者、有給の研修生
- 第 1 回 WG の概要の中で、従業上の地位の国際分類については、単一かつ複雑な分類とするのではなく、ある程度大きな区分を設けた上で、いくつかの補助変数を組み合わせる（雇用期間、雇用の種類、季節性など）方向で提案されており、この内容が改めて確認されている。
- セッション 3 において我が国から、定年に関する見解として発言を行った。我が国ではほとんどの企業で定年があり、雇用期間の定めが有期ではあるものの、30 年を超える期間働く者もいることなどから、「無期」に分類することが適当との見解を述べ、ILO 統計部からも賛意を得ている。

< 2日目 (12/3) >

- 以下の五つのセッションが行われた。
 - ⑤：法人企業の所有者・経営者
 - ⑥：従属型請負労働者（事業主で、請負契約の相手が1者で、明確なマニュアル等により実質的に雇用者と同様の扱いを受けている者）
 - ⑦：在宅労働者（自宅を就業場所として労働する者。医者などが代表的事例）
 - ⑧：家事労働者（世帯に雇われる、クリーニングや家事などをこなす者。我が国では産業上「家事サービス業」に相当）
 - ⑨：グループ別討議（参加者を4グループに分け、雇用者の区分について議論）

< 3日目 (12/4) >

- 以下の四つのセッションが行われた。
 - ⑩：インフォーマル雇用の測定に関する統計的提案
 - ⑪：各グループの検討状況発表
 - ⑫：実地テスト（労働力調査の試験的調査）の状況
 - ⑬：今後の課題及び取組
- セッション13において、雇用者の区分について、
 - ・雇用期間の定めのない、通常の業務時間を有する雇用契約の者、
 - ・雇用期間の定めのある、通常の業務時間を有する雇用契約の者、
 - ・オンデマンド又は非常に短期の雇用契約の者の3区分の方向で検討を進めていくとして、議論が終了している（この状況を踏まえた分類改定案は別紙のとおり）。

※ 「通常の業務時間を有する」とは、欧州のほとんどの国においては、オンコール・オンデマンド型の雇用（業務の付与及び業務時間の確保を保証しない雇用契約を取り交わし、業務が発生する都度呼ぶ形態）が法令上違法となっていない事を踏まえ、明記しているもの。我が国においては、雇用期間なしの者、雇用期間ありの者、日雇に近い状態の者、の3区分に近いと思われる。

- また、セッション13では、当初ILOが案として提示していた「インフォーマル部門の雇用者」や「有給の研修生」については一部の国が反対の意見を表明した。これらについては、補助変数の形での提案もなされているところである。
- なお、当初のセッションとして予定されていた、派遣労働者、家族従業者、分類の補助変数に関するセッションは行われなかった。

3 今後のスケジュール（予定）

- 2016年11月又は12月に第3回WGを開催
- 2017年には三者（政府、事業主及び労働者）会合を開催し、協議を進める
- 2018年10月のICLSで、従業上の地位の国際分類を決議・採択する予定

(別紙) 第2回WG実施後における、従業上の地位の国際分類(案)

分類案1(権限/従属度基準)

独立型の労働者		Independent workers	
雇用主	雇用主	Employers	Employers
	雇用者有りの法人企業の所有者・経営者		Owner-managers of incorporated enterprises with employees
	個人企業の雇用主		Employers in unincorporated enterprises
	自己採算の企業運営者		Own-account operators of enterprises
	雇用者無しの法人企業の運営者		Operators of incorporated enterprises without employees
個人企業の自己採算労働者	Own-account workers in unincorporated enterprises		
従属型の労働者		Dependent workers	
雇用者	雇用者	Employees	Employees
	雇用期間定めなし		Employees with open-ended regular hours arrangements
	雇用期間定めあり		Employees with fixed-term arrangements with regular hours
	オンデマンド/非常に短期の雇用		A category for on demand or very short-term arrangements
従属型請負業者		Dependent contractors	
家業補助者		Family helpers	

分類案2(経済リスク基準)

企業利益による雇用の労働者		Workers in employment for profit	
個人企業の雇用主	個人企業の雇用主	Employers in unincorporated enterprises	Employers in unincorporated enterprises
	個人企業の自己採算労働者		Own-account workers in unincorporated enterprises
	従属型請負労働者		Dependent contractors
	家業補助者		Family helpers
給与雇用の労働者		Workers in paid employment	
法人企業の所有者・経営者	法人企業の所有者・経営者	Owner-managers of incorporated enterprises	Owner-managers of incorporated enterprises
	雇用者有りの法人企業の所有者・経営者		Owner-managers of incorporated enterprises with employees
	雇用者無しの法人企業の運営者		Operators of incorporated enterprises without employees
雇用者	雇用者	Employees	Employees
	雇用期間定めなし		Employees with open-ended regular hours arrangements
	雇用期間定めあり		Employees with fixed-term arrangements with regular hours
	オンデマンド/非常に短期の雇用		A category for on demand or very short-term arrangements

※ 分類改定案は、統計局労働力人口統計室が、第5回雇用失業統計研究会資料3に第2回WGの議論の結果を反映させて示しているもの。

※ 色を塗っている箇所は、第1回WGからの変更点。